

令和8年1月13日から

工事等設計書（※）の情報提供を開始しました！

※上里町が発注した工事又は委託業務の金額を記載した設計書

【工事等設計書の情報提供とは】

情報公開制度による請求手続を経ずに、簡易な方法で工事等設計書の情報提供を受けられる制度です。

情報提供に係る手数料は無料です。

【対象となる設計書】

次の全ての条件を満たす工事等設計書が情報提供の対象となります。

- ① 入札が執行され、契約が締結されていること。
- ② 埼玉県が定める単価を適用している場合は、当該単価の適用年月から1か月を経過していること。
- ③ 設計書に記録された情報が、上里町情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しないこと。

※担当課が情報提供の対象としないと判断した設計書については、情報提供の対象外とします。

※情報提供が可能な期間は、原則として当該契約の締結日が属する年度の翌年度末までです。

【例】 令和7年度に契約締結した工事等設計書
→ 令和9年3月31日まで提供可能

※上記期間を経過した設計書については、情報公開請求により公開を行います。

【主な工事等設計書の担当課】

- ・道路整備課（道路整備係） 電話 0495-35-1227
- ・上下水道課（水道施設係） 電話 0495-33-4161
- ・上下水道課（下水道係） 電話 0495-35-1228

【問合せ先】

- ・上里町役場 総務課（庶務係）
電話 0495-35-1234（直通）

【情報提供手続き】

① 情報提供を希望する設計書の確認

- ・申出前に希望する工事等設計書が情報提供の対象となるかどうか、必ず担当課へ確認してください。

② 情報提供の申出

- ・情報提供を希望する方は、『上里町工事等設計書情報提供申出書』を、電子メールまたは直接持参のいずれかの方法により担当課へ提出してください。
 - ・一回の申出につき、工事等設計書は5件までとします。
- ※5件を越える場合は、最初の5件の情報提供後に、改めて5件ずつお申し出ください。

③ 担当課による情報提供

- ・工事等設計書の情報提供は、担当課が電子メールにより行います。

※電子メールによる提供が困難な場合は、電磁的記録媒体（CDまたはDVD）への複写により提供します。その際は、書き込み可能な新品のCDまたはDVDを、担当課が指定する枚数ご提出ください。